No.３

令和４年（６月）

第２回定例会議案

熊谷市

目　　次

議案番号	議案名	所管課	頁
第３３号	専決処分の承認を求めることについて （令和３年度熊谷市一般会計補正予算（第１３号)）	財政課	1
第３４号	専決処分の承認を求めることについて （令和３年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号)）	財政課	5
第３５号	専決処分の承認を求めることについて （熊谷市税条例の一部を改正する条例）	市民税課 資産税課	9
第３６号	専決処分の承認を求めることについて （熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例）	資産税課	１３
第３８号	熊谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	選挙管理委員会事務局	１６
第３９号	熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例	職員課	１７
第４０号	熊谷市税条例等の一部を改正する条例	市民税課 資産税課 納税課	１８
第４１号	熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例	資産税課	２５
第４２号	熊谷市農村センター条例の一部を改正する条例	江南行政センター	２６
第４３号	熊谷市都市公園条例の一部を改正する条例	公園緑地課	２７
第４４号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例	保育課	３０
第４５号	熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	選挙管理委員会事務局	３１
第４６号	財産の取得について （高規格救急自動車）	警防課（契約課）	３２
第４７号	財産の取得について （高規格救急自動車）	警防課（契約課）	３３
第４８号	財産の取得について （救助工作車（Ⅱ型)）	警防課（契約課）	３４
第４９号	財産の取得について （消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型)）	警防課（契約課）	３５

第５０号	市道路線の認定について	管　理　課	３６
第５１号	市道路線の廃止について	管　理　課	３８

議案第３３号

専決処分の承認を求めることについて

令和３年度熊谷市一般会計補正予算（第１３号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和４年６月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

令和３年度熊谷市一般会計補正予算（第１３号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和４年３月３１日

熊谷市長　小　林　哲　也

令和３年度熊谷市一般会計補正予算（第１３号）

令和３年度熊谷市の一般会計補正予算（第１３号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第１条　繰越明許費の追加は、「第１表繰越明許費補正」による。

令和４年３月３１日

埼玉県熊谷市長　小　林　哲　也

第１表　繰越明許費補正

（追加）

款	項	事　　業　　名	金　　額
３　民生費	１　社会福祉費	人件費	１，４９６千円
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業	５７９，０７４千円
	２　児童福祉費	「ＳＴＯＰコロナ」子育て世帯臨時特別給付金給付事業	２０，０３９千円
６　農林水産業費	１　農業費	かんがい排水補助事業	６７５千円
８　土木費	２　道路橋りょう費	道路整備事業	５５，４７９千円
		市道９０００７号線道路改良事業	７８，６６０千円
		橋りょう整備事業	６３，０００千円
	３　河川費	排水機場維持管理経費	７，９９７千円
		新星川改修事業	５，３８１千円
	４　都市計画費	籠原駅南口線道路改良事業	２５，４４０千円

議案第３４号

専決処分の承認を求めることについて

令和３年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和４年６月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

令和３年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和４年３月３１日

熊谷市長　小　林　哲　也

令和３年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）

令和３年度熊谷市の熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第１表繰越明許費」による。

令和４年３月３１日

埼玉県熊谷市長　小　林　哲　也

第１表　繰越明許費

款	項	事　　業　　名	金　　額
１　区画整理費	２　上石第一土地区画整理費	上石第一土地区画整理実施事業	１２１，１２３千円
	３　上之土地区画整理費	上之土地区画整理実施事業	９９，４８７千円

議案第３５号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和４年６月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

熊谷市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和４年３月３１日

熊谷市長　小　林　哲　也

熊谷市税条例の一部を改正する条例

熊谷市税条例（平成１７年条例第６３号）の一部を次のように改正する。

附則第１０条の２の表中「附則第１５条第１６項本文」を「附則第１５条第１５項本文」に、「附則第１５条第１６項ただし書」を「附則第１５条第１５項ただし書」に、「附則第１５条第２３項」を「附則第１５条第２２項」に、「附則第１５条第２４項第１号」を「附則第１５条第２３項第１号」に、「附則第１５条第２４項第２号」を「附則第１５条第２３項第２号」に、「附則第１５条第２４項第３号」を「附則第１５条第２３項第３号」に、「附則第１５条第２５項第１号」を「附則第１５条第２４項第１号」に、「附則第１５条第２５項第２号」を「附則第１５条第２４項第２号」に、「附則第１５条第２７項第１号イ」を「附則第１５条第２６項第１号イ」に、「附則第１５条第２７項第１号ロ」を「附則第１５条第２６項第１号ロ」に、「附則第１５条第２７項第１号ハ」を「附則第１５条第２６項第１号ハ」に、「附則第１５条第２７項第１号ニ」を「附則第１５条第２６項第１号ニ」に、「附則第１５条第２７項第２号イ」を「附則第１５条第２６項第２号イ」に、「附則第１５条第２７項第２号ロ」を「附則第１５条第２６項第２号ロ」に、「附則第１５条第２７項第２号ハ」を「附則第１５条第２６項第２号ハ」に、「附則第１５条第２７項第３号イ」を「附則第１５条第２６項第３号イ」に、「附則第１５条第２７項第３号ロ」を「附則第１５条第２６項第３号ロ」に、「附則第１５条第２７項第３号ハ」を「附則第１５条第２６項第３号ハ」に、「附則第１５条第３０項」を「附則第１５条第２９項」に、「附則第１５条第３４項」を「附則第１５条第３３項」に、「附則第１５条第３５項」を「附則第１５条第３４項」に、「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第３９項」に、「附則第１５条第４６項」を「附則第１５条第４３項」に改める。

附則第１２条第１項中「１００分の５」の次に「(商業地等に係る令和４年度分の固定資産税にあっては、１００分の２．５)」を加える。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　改正後の附則第１２条第１項の規定は、令和４年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和３年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第３６号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和４年６月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和４年３月３１日

熊谷市長　小　林　哲　也

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例

熊谷市都市計画税条例（平成１７年条例第６４号）の一部を次のように改正する。

附則第７項の見出し中「附則第１５条第１６項本文」を「附則第１５条第１５項本文」に改め、同項の表中「附則第１５条第１６項本文」を「附則第１５条第１５項本文」に、「附則第１５条第１６項ただし書」を「附則第１５条第１５項ただし書」に、「附則第１５条第３４項」を「附則第１５条第３３項」に、「附則第１５条第３５項」を「附則第１５条第３４項」に、「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第３９項」に改める。

附則第９項中「１００分の５」の次に「（商業地等に係る令和４年度分の都市計画税にあっては、１００分の２．５）」を加える。

附則第２１項中「第１５項から第１９項まで、第２１項、第２２項、第２６項、第２９項、第３３項から第３５項まで、第３７項から第３９項まで、第４２項若しくは第４３項」を「第１４項から第１８項まで、第２０項、第２１項、第２５項、第２８項、第３２項から第３６項まで、第３９項若しくは第４０項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の熊谷市都市計画税条例の規定は、令和４年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和３年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第３８号

熊谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成１７年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号ア中「１万５，８００円」を「１万６，１００円」に改め、同号イ中「７，５６０円」を「７，７００円」に改める。

第９条中「５２５円６銭」を「５４１円３１銭」に、「３１万５００円」を「３１万６，２５０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の熊谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和４年６月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「公職選挙法施行令」の一部改正に伴い、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額の改定を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第３９号

熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例

熊谷市職員退職手当条例（平成１７年条例第５４号）の一部を次のように改正する。

附則第１７項中「平成３４年３月３１日」を「令和７年３月３１日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第１７項の規定は、令和４年４月１日から適用する。

令和４年６月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「雇用保険法」の一部改正に伴い、特定退職者に関する暫定措置の適用期限を延長したいので、この案を提出するものであります。

議案第４０号

熊谷市税条例等の一部を改正する条例

（熊谷市税条例の一部改正）

第１条　熊谷市税条例（平成１７年条例第６３号）の一部を次のように改正する。

第１８条の４中「の交付」の次に「（法第３８２条の４に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

第３３条第４項を次のように改める。

４　前項の規定は、前年分の所得税に係る第３６条の３第１項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第３３条第６項を次のように改める。

６　前項の規定は、前年分の所得税に係る第３６条の３第１項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第３４条の９第１項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第２項中「申告書」を「確定申告書」に、「年度分」を「年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第３６条の２第１項ただし書中「所得税法第２条第１項第３３号の４に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者

（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に、「法第３１４条の２第４項」を「同条第４項」に改め、同条第２項中「第２条第４項ただし書」を「第２条第３項ただし書」に改める。

第３６条の３第２項中「附記された」を「付記された」に改め、同条第３項中「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第３６条の３の２の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第１項中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　所得割の納税義務者（合計所得金額が１，０００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第３１３条第３項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第４項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が１３３万円以下であるものに限る。次条第１項において同じ。）の氏名

第３６条の３の３の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第１項中「あって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第５３条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　特定配偶者の氏名

第４８条第９項中「第３２１条の８第６０項」を「第３２１条の

８第６２項」に、「同条第６０項」を「同条第６２項」に改め、同条第１５項中「第３２１条の８第６９項」を「第３２１条の８第７１項」に改める。

第５３条の７中「第２条第４項ただし書」を「第２条第３項ただし書」に改める。

第７３条の２中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第１項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加え、「閲覧は」を「閲覧（法第３８２条の４に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）は」に改める。

第７３条の３中「証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加え、「交付は」を「交付（法第３８２条の４に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）は」に改める。

附則第７条の３の２第１項中「令和１５年度」を「令和２０年度」に、「令和３年」を「令和７年」に改める。

附則第１０条の２の表法附則第１５条第２項第５号の項中「４分の３」を「５分の４」に改め、同表法附則第１５条第４３項の項の次に次のように加える。

法附則第１５条第４４項	４分の３

附則第１０条の３第９項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第１１項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第１６条の３第２項を次のように改める。

２　前項の規定のうち、租税特別措置法第８条の４第２項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第１項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。

附則第１７条の２第３項中「、第３７条の８又は第３７条の９」を「又は第３７条の８」に改める。

附則第２０条の２第４項を次のように改める。

４　前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第３６条の３第１項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第２０条の３第４項を次のように改める。

４　前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第３６条の３第１項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第２０条の３第６項中「年の翌年の４月１日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第２５条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第２６条を削る。

（熊谷市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　熊谷市税条例等の一部を改正する条例（令和３年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第１条のうち、熊谷市税条例第３６条の３の３第１項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢１６歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢１６歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１条中熊谷市税条例第３６条の３第２項及び第３項並びに第４８条第９項及び第１５項の改正規定、第７３条の２の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「（同条第１項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分に限る。）並びに第７３条の３の改正規定（「証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分に限る。）並びに附則第１０条の２並びに第１０条の３の改正規定並びに附則第４条第１項及び第２項の規定　公布の日

⑵　第１条中熊谷市税条例第３３条第４項及び第６項、第３４条の９第１項及び第２項、第３６条の２第１項ただし書及び第２項並びに第５３条の７の改正規定並びに附則第１６条の３第２項、第２０条の２第４項並びに第２０条の３第４項及び第６項の改正規定並びに附則第３条第３項の規定　令和６年１月１日

⑶　第１条中熊谷市税条例第１８条の４の改正規定、第７３条の２の改正規定（第１号に掲げる改正規定を除く。）並びに第７３条の３の改正規定（同号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第４条第３項及び第４項の規定　令和６年４月１日

（納税証明書に関する経過措置）

第２条　前条第３号に掲げる規定による改正後の熊谷市税条例（以下「令和６年新条例」という。）第１８条の４（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３８２条の４に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第２０条の１０の規定による証明書の交付について適用する。

（個人の市民税に関する経過措置）

第３条　第１条の規定による改正後の熊谷市税条例（以下「新条例」という。）第３６条の３の２第１項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第２項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第１条の規定による改正前の熊谷市税条例（次項において「旧条例」という。）第３６条の３の２第１項に規定する給与について提出した同項及び同条第２項に規定する申告書については、なお従前の例による。

２　新条例第３６条の３の３第１項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第３６条の３の３第１項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第３６条の３の３第１項に規定する申告書については、なお従前の例による。

３　附則第１条第２号に掲げる規定による改正後の熊谷市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第４条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和４年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和３年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　令和２年４月１日から令和４年３月３１日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１号）第１条の規定による改正前の地方税法附則第１５条第２項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

３　令和６年新条例第７３条の２（地方税法第３８２条の４に係る部分に限る。）の規定は、附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第３８２条の２の規定による固定資産課税台帳（同条第１項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

４　令和６年新条例第７３条の３（地方税法第３８２条の４に係る部分に限る。）の規定は、附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第３８２条の３の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

令和４年６月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「地方税法」の一部改正に伴い、個人の市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長を行うとともに、貯留機能保全区域内にある土地に係る固定資産税の課税標準の特例割合等を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第４１号

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例

熊谷市都市計画税条例（平成１７年条例第６４号）の一部を次のように改正する。

附則第７項の表に次のように加える。

法附則第１５条第４４項	４分の３

附則第２１項中「若しくは第４０項」を「、第４０項若しくは第４４項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和４年６月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「地方税法」の一部改正に伴い、貯留機能保全区域内にある土地に係る課税標準の特例割合を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第４２号

熊谷市農村センター条例の一部を改正する条例

熊谷市農村センター条例（平成１７年条例第１８２号）の一部を次のように改正する。

第２条の表熊谷市江南農業総合センターの項を削る。

第８条第２項中「及び熊谷市江南農業総合センター」を削る。

附則第３項中「江南町農業総合センター設置及び管理に関する条例（平成１８年江南町条例第２２号）又は」を削る。

別表の３熊谷市江南農業総合センター使用料の表を削る。

附　則

この条例は、令和４年９月１日から施行する。

令和４年６月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市江南農業総合センターを廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第４３号

熊谷市都市公園条例の一部を改正する条例

熊谷市都市公園条例（平成１７年条例第２１３号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

屋外プール	７月から９月までの間において市長が別に定める期間	午前６時
屋内プール	１月４日から１２月２８日まで。ただし、毎月第２及び第４火曜日（これらの日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その翌日（この日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の祝日法に規定する休日でない最初の日））を除く。	午前９時

９時から午後まで

「

屋内プール	１月４日から１２月２８日まで。ただし、毎月第２及び第４火曜日（これらの日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その翌日（この日が祝日法に規定する休日に当た	

９時から午後まで

を

			るときは、その翌日以後の祝日法に規定する休日でない最初の日））を除く。

」

午前９時から午後９時まで

に改める。

」

別表第５の２熊谷運動公園の表⑸屋外プール使用料の表を削り、別表第５の２熊谷運動公園の表⑹屋内プール使用料の表を別表第５の２熊谷運動公園の表⑸屋内プール使用料の表とし、別表第５の２熊谷運動公園の表⑺相撲場使用料の表から別表第５の２熊谷運動公園の表⑽多目的広場使用料の表までを１表ずつ繰り上げる。

附　則

この条例は、令和４年７月１日から施行する。

令和４年６月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷運動公園の屋外プールを廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第４４号

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

第１条　熊谷市立児童クラブ条例（平成１８年条例第３６号）の一部を次のように改正する。

別表熊谷市立箱田児童クラブの項中「熊谷市中央一丁目１４９番地」を「熊谷市中央一丁目１番地」に改める。

第２条　熊谷市立児童クラブ条例の一部を次のように改正する。

別表熊谷市立箱田児童クラブの項中「熊谷市中央一丁目１番地」を「熊谷市中央一丁目１４９番地」に改める。

附　則

この条例中第１条の規定は令和４年８月８日から、第２条の規定は公布の日から起算して１年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和４年６月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立箱田高齢者・児童ふれあいセンターの改修に伴い、熊谷市立箱田児童クラブの位置を一時的に変更したいので、この案を提出するものであります。

議案第４５号

熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例(平成１９年条例第２３号)の一部を次のように改正する。

第４条及び第５条中「７円５１銭」を「７円７３銭」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和４年６月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「公職選挙法施行令」の一部改正に伴い、市議会議員及び市長の選挙におけるビラの作成に係る公費負担の限度額の改定を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第４６号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

１　目　　的　　高規格救急自動車の配備

２　品目及び数量　　高規格救急自動車　１台

３　取 得 価 格　　１７，４６１，４００円

４　契約の相手方　　熊谷市佐谷田２０８９番地１

埼玉日産自動車株式会社　熊谷店

課長代理　小　林　　博

令和４年６月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

高規格救急自動車を取得したいので、この案を提出するものであります。

議案第４７号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

１　目　　的　　高規格救急自動車の配備

２　品目及び数量　　高規格救急自動車　１台

３　取 得 価 格　　１７，４６１，４００円

４　契約の相手方　　熊谷市佐谷田２０８９番地１

埼玉日産自動車株式会社　熊谷店

課長代理　小　林　　博

令和４年６月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

高規格救急自動車を取得したいので、この案を提出するものであります。

議案第４８号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

１	目　　的	救助工作車の配備
２	品目及び数量	救助工作車（Ⅱ型）　１台
３	取得価格	１２７，６００，０００円
４	契約の相手方	東京都港区芝五丁目３６番７号　三田ベルジュビル１９階 株式会社　モリタ　東京支店 支店長　山　北　忠　司

令和４年６月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

救助工作車を取得したいので、この案を提出するものであります。

議案第４９号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

１　目　　的　　消防ポンプ自動車の配備

２　品目及び数量　　消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ｉ型）　３台

３　取得価格　　５７，９８１，０００円

４　契約の相手方　　東京都港区芝五丁目３６番７号　三田ベルジュビル１９階
株式会社　モリタ　東京支店
支店長　山　北　忠　司

令和４年６月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

消防ポンプ自動車を取得したいので、この案を提出するものであります。

議案第５０号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、別紙記載の路線を市道路線として認定することについて、議決を求める。

令和４年６月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道路線として認定したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
1	市道　50877　号線	大原一丁目１７９２番１地先 大原一丁目１７９２番１３地先	
2	市道　50878　号線	大原一丁目１７９２番１地先 大原一丁目１７９２番２３地先	
3	市道　90439　号線	村岡字北西原４１９番２地先 村岡字北西原４１９番４地先	

議案第５１号

市道路線の廃止について

道路法(昭和２７年法律第１８０号)第１０条第３項の規定により、別紙記載の市道路線を廃止することについて、議決を求める。

令和４年６月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

道路用地の売払いのため、市道路線を廃止したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
1	市道 江南6002 号線	塩字北原１０５０番地先	
		塩字北原１０４９番地先	